

指定通所介護 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑 運営管理規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正吉福祉会が運営するこの規程は、杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑（以下「事業所」という。）が行なう指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護（以下「通所介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行なう。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑
(2) 所在地 東京都渋谷区上原 2-2-17

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従事者および業務の管理を行なう。
- (2) 通所介護従事者（一般型）
生活相談員 1名以上
介護職員 7名以上
看護職員 1名以上
従事者は、指定通所介護の業務にあたる。
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行う。
介護職員、看護職員は利用者の心身の状況を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務にあたる。
- (3) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行なう。
- (4) 歯科衛生士 1名
歯科衛生士は、口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日は営業)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) その他の休日 年末年始(12/30～1/3)

(通所介護の利用定員及びサービス提供時間)

第6条 1日の利用者の定員及びサービス提供時間は下記の通りとする。

- (1) 利用者の定員 38人
- (2) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画書(以下「居宅サービス計画書等」という。)に基づいて提供されるものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画書等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービス利用者に必要なものを提供する。

- (1) 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援サービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介助を行う。
- (2) 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。
- (3) 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。
- (4) 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (5) 栄養に関すること
低栄養状態にある利用者に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。
- (6) 口腔ケアに関すること
口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。
- (7) アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
例 レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- (8) 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。
- (9) 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

- 第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画等は、遅滞なく利用者に交付する。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

- 第10条 従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項、法第53条第4項又は法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画等に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(指定通所介護等の利用料および支払いの方法)

- 第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、法令で定める負担割合の額とする。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護等に通常要する時間を超えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については別紙に掲げる費用を徴収する。
 - 3 前2の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 4 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、渋谷区とする。

(契約書の作成)

- 第13条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書書面をもって説明し、同意を得た上で、署名(記名)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 従事者は、指定通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急

事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、防災計画を作成し避難訓練等を次の通りに必要な設備を備える。

防災責任者	管理者		
消火訓練	年 4回	通報訓練	年 3回
避難訓練	年 3回	総合訓練	年 2回

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理および通所介護従事者等の健康管理等)

第16条 指定通所介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 従事者に対し年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室および機能訓練室等を利用する場合は、当事業所職員の立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者には、その旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第19条 サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 4 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(業務継続計画の策定)

第20条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じます。

また事業所の従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施し、業務継続計画について定期的に見直しを行い必要に応じて変更します。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 21 条 事業者は感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催します。その結果を事業所の従事者に周知徹底します。

(2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所の従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

(虐待の防止)

第 22 条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的で開催します。その結果を事業所の従事者に周知徹底します。

(2) 事業者における虐待防止のための指針を整備します。

(3) 事業所の従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

(4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(5) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(地域との連携等)

第 23 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 24 条 全ての通所介護の従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 2 回以上

2 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正吉福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 3 年 12 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。